

マイナンバー（個人番号）カードの休日交付を行います

交付通知書（はがき）が届いた方で、平日の受け取りが難しい方は、ぜひご利用ください。
 ※証明書発行、住民票異動等の通常業務は行いませんのでご注意ください。
 ※混み具合により発行に時間がかかる場合がありますので、時間に余裕を持ってお越しください。
 ※通知カードを受領していない方への交付も併せて行います。

交付する際、本人確認をさせていただきますので、マイナンバー（個人番号）カードを受け取りに来庁される際は、次のものを必ずお持ちください。

- 1 通知カード
- 2 交付通知書兼照会書（はがき）
（委任される場合は必ず委任欄が記入押印されているもの）
- 3 本人確認書類
（本人のもの、委任される場合は本人かつ代理人のもの）
- 4 住民基本台帳カード（お持ちの方）
- 5 法定代理人の資格が証明できる書類
- 6 本人の来庁が困難であることを証する資料
（診断書、本人の身体障害者手帳、本人が施設等に入所している事実を証する書類等）

<交付通知書兼照会書>



通知カードの場合

- 世帯主または同一世帯の方による受け取り
 - ・本人確認書類
- 代理人が受け取りに来る場合
 - ・通知カードに記載されている人（依頼した人）の本人確認書類
 - ・代理人（依頼されて窓口に来た人）の本人確認書類
 - ・委任状（本人が受け取りを依頼した内容のわかる書類）

<通知カード>



本人確認書類について

Aに掲げるものから1点、Aをお持ちでない方はBに掲げるものから2点（原本）お持ちください。

法定代理人、代理人の方についても同様に代理人の方の本人確認書類をお持ちください。

A：住民基本台帳カード（写真付きに限る）、運転免許証、運転経歴証明書（交付年月日が平成24年4月1日以降のものに限る）、旅券、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳、在留カード、特別永住者証明書等
 （※有効期間があるものについてはその有効期間内のものに限る。）

B：健康保険または介護保険の被保険者証、年金手帳、社員証、学生証、学校名が記載された各種書類、預金通帳、医療受給者証等

【問合せ先】町民課 ☎029-240-7111（直通）

◇日時

年内の第2日曜日 午前8時30分～正午
 平成28年8月14日、9月11日、10月9日、11月13日、
 12月11日

◇場所

茨城町役場 町民課（1番窓口）

◇実施業務

マイナンバー（個人番号）カード交付事務
 通知カード交付事務



◇交付に必要なもの

マイナンバー（個人番号）カードの場合

マイナンバー（個人番号）カードの交付は原則※、申請者本人となります。
 申請者本人が15歳未満や成年被後見人の方については、本人と法定代理人に来庁していただきます。

原則（※）について

本人が病気、身体の障害などやむを得ない理由により、来庁することが困難な場合に限り、代理人にカードの受け取りを委任することができます。委任される場合は、本人の来庁が困難であることを証する資料を必ずご持参ください。（2ページ参照）
 上記以外は必ず本人に来庁していただきます。